

# 北広島市総合計画

(素案)

## 序 論

- |          |   |
|----------|---|
| I 構成と期間  | 1 |
| II 時代の潮流 | 2 |

## 基本構想

- |             |   |
|-------------|---|
| I まちづくりのテーマ | 4 |
| II めざす都市像   | 4 |
| III 基本目標    | 5 |
| IV 施策の体系    | 6 |
| V 土地利用      | 7 |

## 基本計画

- |                             |    |
|-----------------------------|----|
| 第1章 支えあい健やかに暮らせるまち（健康・福祉）   | 8  |
| 第2章 人と文化を育むまち（教育・文化）        | 14 |
| 第3章 美しい環境にまつまれた安全なまち（環境・安全） | 25 |
| 第4章 活気ある産業のまち（産業・労働）        | 33 |
| 第5章 快適な生活環境のまち（生活・都市基盤）     | 39 |
| 第6章 計画の実現に向けて（行財政運営・地域）     | 47 |

平成21年10月

# 序 論

## I

### 構成と期間

総合計画は、「基本構想」、「基本計画」、「推進計画」で構成します。

#### 基本構想

<計画期間：10年間>

基本構想は、社会経済の状況や本市の現状を踏まえ、本市がめざす将来像と基本目標を定め、その実現に向けた基本方向を示すものです。

目標年度を平成32年度（2020年度）とします。

#### 基本計画

<計画期間：10年間>

基本計画は、基本構想に掲げる将来像を実現するために、各分野で実施していく施策を体系的に示すものです。

社会経済情勢の変化などを踏まえ、必要に応じ中間年度で見直しを行います。

#### 推進計画

<計画期間：3年間>

推進計画は、基本構想、基本計画に掲げたまちづくりを着実に進めるため、基本計画で定めた施策の展開を図るための事務事業を示すものです。



## Ⅱ

## 時代の潮流

### (1) 少子高齢化と人口減少社会

我が国では、出生率の低下による少子化の影響により、人口減少と急速な高齢化が進んでいます。女性が生涯に出産すると推定される子どもの数を表す合計特殊出生率は、昭和46年（1971年）の2.16から平成19年（2007年）には1.34と大幅に低下しています。一方、高齢化率は上昇の一途をたどり、平成37年（2025年）には高齢化率30%を超えるという超高齢社会を迎えようとしています。

また、家族構成の変化や生活様式の多様化などの影響から、家庭や地域社会において子どもを含めた人間関係の希薄化が進み、その結果、家庭における子育て能力の低下や地域ぐるみで子どもを見守る環境の喪失、地域コミュニティの衰退につながりつつあります。

次代を担う子どもたちが健やかに育ち、高齢者が健康で安心して暮らせる環境づくりを進めるとともに、そこに暮らす人たちが、それぞれの価値観によって生活の質を追求し、心身ともに充実した生活を送ることのできる住みよい生活圏を形成することが重要です。

将来的には就労人口の減少による経済規模の縮小や、高齢者層の増大による医療費や介護・福祉関係支出の増加などが予想されており、本市においても財政的な基盤の強化が必要となっています。

### (2) 地域主権型社会への流れ

近年、国から地方へと様々な権限や財源が移譲される地方分権の流れが加速し、地方が担う役割がさらに大きくなっています。

地方財政を取り巻く環境は、大幅な税収増が期待できない社会経済状況や地方交付税等の減少、少子高齢化の進展等に伴う社会保障費の増加などにより今後いっそう厳しい状況になると予想されています。

地方自治体は、自己決定・自己責任の考え方を基本に、市民と行政が対話を重ね、課題と目標を共有しながら、地域独自の伝統・文化・個性などの資源を生かした地域主権型社会に向けて、主体的な行政運営ができる仕組みづくりが求められています。

地域の創意工夫に基づく行政運営を実現するため、市民と行政の適切な役割分担と一体となって連携する「協働」の取組みを進めながら行政能力の向上と財政力の強化を図っていく必要があります。

### (3) 環境との共生

私たちの生命を支える自然環境では、地球温暖化や生態系の崩壊、資源の枯渇など、地球規模での環境問題が深刻化し、その影響が懸念されています。

これまでの大量生産、大量消費、大量廃棄といった経済活動のあり方から廃棄物の減量化やリサイクルの推進、省エネルギーへの取組みなど、環境への負荷の少ない循環型社会に対応した社会経済システムへの転換が進められています。

人々のリサイクルに対する関心や自然環境を大切にする考え方が高まってきていることから、本市においても省資源・省エネルギー、リサイクルの推進といった資源循環型の環境にやさしいまちづくりや、学校教育及び生涯学習での環境教育の充実を図りながら、市民、企業、行政が一体となって総合的な環境対策の取組みを推進していかなければなりません。

## (4) 安全・安心への対応

近年、地球温暖化などの影響とされる集中豪雨や大規模な地震などの自然災害が発生しており、環境問題や災害対策への関心が高まっています。

また、犯罪発生率の増加や犯罪の凶悪化、交通環境の変化による交通事故の多発、食品の不正表示、有害化学物質による健康被害など、日常生活における不安を取り除く取組みが求められています。

地域社会の中で、安全で安心して暮らしやすい社会づくりをめざすとともに、市民の防災や交通安全意識の高揚、食の安全に対する情報の提供など総合的な取組みを進める必要があります。

## (5) 産業構造の変化

経済活動のグローバル化やソフト化、サービス化、情報化などの影響を受けて旧来の規格大量生産型、労働集約型の産業構造から、高付加価値型、知識集約型へと転換が進みつつあり、あらゆる産業分野において、より高い専門性や技術が求められてきています。

地域の活力を維持するためには、地域の自主的かつ自立的な取組みによる地域経済の活性化、地域における雇用機会の創出、その他地域の活力の再生を総合的かつ効果的に推進しながら人材を育成し、競争力のある産業を育てていく必要があります。

## (6) 価値観やライフスタイルの多様化

経済力や、それに伴う生活水準、教育水準の高まりなどを背景とした価値観やライフスタイルの多様化の動きは、社会経済情勢の変動や高度化、複雑化する情報の影響などを受けてさらに進展しています。

ワーク・ライフ・バランス(※1) や、スローライフといった新しい価値観などが生まれ、これまで以上に生活の質を重視する傾向が強まる中で、一人ひとりの個性や能力が活かされ、それぞれの価値観に基づいたライフスタイルが尊重される社会の形成が求められています。

豊かな人間性を育み、生きる力を身につけ、皆が安全に安心して暮らせる「共生社会」の実現に向けた取組みなども進みつつあります。

これからの社会には、多様化する個々のライフスタイルを尊重しながら、その個性や活力を地域社会にも反映し、社会全体として質的な豊かさを実現できるような仕組みが求められています。

※1 ワーク・ライフ・バランス・・・「仕事と生活の調和」誰もが仕事、家庭、地域生活、個人の自己啓発などの様々な活動について、自らが希望するバランスで無理なく実現できる状態のこと。

## 基本構想

### I

#### まちづくりのテーマ

## 自然と創造の調和した豊かな都市

本市は、昭和 45 年度(1970 年度)に広島町総合開発計画を策定して以来、「自然と創造の調和した豊かな都市」をめざしてまちづくりを進めてきました。

これからも、まちづくりのテーマとして「自然と創造の調和した豊かな都市」を継承し、自然や緑の中に、いきいきとした市民の生活や活動、躍動する産業などがあるまちをめざします。

「大都市・札幌市に隣接し、豊かな自然が残る」、「交通利便性が高い」などの本市の個性を活かし、快適な生活環境の形成に努めるとともに、道央圏の機能を分担し、活力のある都市づくりを進めていきます。

### II

#### めざす都市像

##### 希望都市

子どもと若者がお年寄りとともに  
希望を育むまち

##### 交流都市

市民が多様に活動し、  
産業と文化が栄えるまち

##### 成長都市

緑を大切にし、着実に成長しつづけるまち

めざす都市像の実現に向けて、自然環境を大切にしながら着実に成長し、交流やふれあい、希望や夢を持ち続け、活気のある都市をめざして6つの基本目標を設定します。

基本目標  
1

## 支えあい健やかに暮らせるまち

市民同士の支え合いなどにより、すべての市民が健やかに安心して生活でき、安心して子どもを産み育てられる環境があるまちをつくります。

基本目標  
2

## 人と文化を育むまち

豊かな心や創造力を持つ人材を育む教育が行われ、市民が自主的に学び交流する学習やスポーツの機会があり、新たな市民文化が生まれるまちをつくります。

基本目標  
3

## 美しい環境につつまれた安全なまち

緑にかこまれた環境にやさしいまちをつくとともに、防災対策や消防体制、交通安全対策などが充実し、安全・安心な市民生活が確保されるまちをつくります。

基本目標  
4

## 活気ある産業のまち

活気ある農林業・商業・工業などが営まれ、新たな産業が生まれ、多くの人々にとって働く場があるまちをつくります。

基本目標  
5

## 快適な生活環境のまち

住環境や道路整備、地域情報化などの都市基盤の充実により、誰もが快適に暮らせるまちをつくります。

基本目標  
6

## 計画の実現に向けて

市民の多様な活動を促進し、協働してまちづくりを实践するまち、行財政改革の推進により信頼される行財政運営を持続できるまちをつくります。

まちづくりのテーマ

自然と創造の調和した豊かな都市

めざす都市像

希望都市

交流都市

成長都市

基本目標

基本目標1  
健康・福祉

基本目標2  
教育・文化

基本目標3  
環境・安全

基本目標4  
産業・労働

基本目標5  
生活・都市基盤

支えあい  
健やかに  
暮らせるまち

人と文化を  
育むまち

美しい環境に  
つまれた  
安全なまち

活気ある  
産業のまち

快適な  
生活環境のまち

政策

- ① 健康づくり・地域医療の充実
- ② 地域福祉の推進
- ③ 子育て支援の充実
- ④ 障がい福祉の充実
- ⑤ 高齢者福祉・介護の充実
- ⑥ 社会保障制度の充実

- ① 「生きる力」を育む学校教育の推進
- ② 信頼され、魅力ある学校づくりの推進
- ③ 家庭・青少年健全育成の推進
- ④ 社会教育の充実
- ⑤ 歴史の継承と創造
- ⑥ 読書活動の充実
- ⑦ 芸術文化の振興
- ⑧ スポーツ活動の推進
- ⑨ 大学との連携
- ⑩ 交流の促進

- ① 環境の保全
- ② 廃棄物対策の推進
- ③ 水と緑の空間の充実
- ④ 防災体制の充実
- ⑤ 消防・救急体制の充実
- ⑥ 交通安全の推進
- ⑦ 防犯対策の推進
- ⑧ 消費生活の安定

- ① 農業の振興
- ② 工業の振興
- ③ 商業の振興
- ④ 企業誘致・新産業の創出
- ⑤ 観光の振興
- ⑥ 労働環境の整備

- ① 市街地整備の推進
- ② 居住環境の充実
- ③ 道路の充実
- ④ 交通の充実
- ⑤ 水道の整備
- ⑥ 下水道の整備
- ⑦ 都市景観の形成
- ⑧ 情報化の推進

計画の実現に向けて

基本目標6  
行財政運営  
・地域

計画の実現に  
向けて

政策

- ① 市民参加・協働の推進
- ② 平和と人権尊重社会の推進
- ③ 男女共同参画の推進
- ④ 行財政運営・行革の推進
- ⑤ 広域連携の推進
- ⑥ 政策評価の充実
- ⑦ 情報公開・広報広聴の充実

本市の持つ地理的、経済的条件などをふまえ、活力ある産業の振興や快適な生活環境の確保が図られるような土地利用に努めます。また、長期的に見込まれる人口減少や高齢化の進展に対応し、自然環境を保全する視点から、既存の都市基盤を有効活用した集約型の都市構造への誘導を図ります。

自然と共生したまちを創造するため、都市機能の集約する市街地と森林・農業地域がバランスを保つよう、計画的な土地利用の誘導を図ります。

コンパクトなまちづくりを基調として、市街地の無秩序な拡大を抑制し、都市基盤の既存ストックを活用しながら、総合的な整備等に努めます。市街化区域では、都市の質的な向上や再生をめざし、住環境の整備や再開発などによる有効な土地利用を図るとともに、都市機能の適正な配置と誘導を進め、便利で快適な市街地の形成に努めます。市街化調整区域では、無秩序な都市的土地利用は認めないこととし、農地や森林などの保全に努めます。

## 住宅地域

- ・市の魅力となっている「身近な緑に囲まれた住宅地」を保全します。
- ・災害に強く、快適な居住環境の実現に向けて整備を進めます。
- ・生活利便性だけでなく、環境や景観に配慮した住環境の整備を図ります。
- ・低未利用地が有効に活用されるよう誘導していきます。

## 商業・業務地域

- ・幹線道路沿道における商業・業務地の計画的な配置を進めるとともに、住宅地内への商業機能の誘導を図ります。
- ・J R北広島駅周辺は、まちの顔として商業・交流機能等の充実を図ります。
- ・J R上野幌駅周辺は、駅機能を生かした商業・業務機能の立地を図ります。

## 工業地域

- ・主要幹線道路沿道の市街化区域内において、景観等に配慮しながら、軽工業や流通施設を誘致し、潤いのある沿道環境の形成を図ります。
- ・産業経済活動の活発化と雇用機会の創出を図るため、新たな工業団地の整備を検討します。

## 農業地域

- ・優良農地の保全・確保や農業関連施設の整備を進め、営農環境の維持・向上を図ります。
- ・農地の持つ「水源のかん養」や「自然環境の保全」、「良好な景観の形成」などの多面的機能を活用し、市の総合的な環境保全を図ります。
- ・農地の貸借等の推進により農地の有効利用を図ります。
- ・遊休農地の他用途への転用を必要最小限にとどめ、農地としての活用を促進します。

## 森林地域

- ・環境保全、レクリエーション、防災、景観構成などの機能が十分に発揮されるよう、無秩序な開発の防止に努め、森林を保全・育成します。
- ・市の緑の骨格となる「西の里地区の国有林」「南の里の森」「仁別・三島の森」「富ヶ岡の森」を保全します。